

## 『茅ヶ崎寒川はまおりネット』の利用に係る参加機関確認事項

### 1 利用責任者

利用責任者は参加機関の管理者とする。

### 2 患者の承諾書

患者の承諾書（3枚複写）は、『茅ヶ崎寒川はまおりネット』を初めて利用する際、医療機関（当面の間は歯科を除く）で徴収し、徴収した承諾書の1枚目（医師会提出用）を茅ヶ崎医師会へFAX及び郵送するとともに、2枚目（医療機関控）を医療機関で保管、3枚目（患者控）を患者に交付する。

### 3 キーコードの発行

[※ 月曜日から金曜日の9時～17時まで(12～13時及び休日を除く)]

#### ア 参加機関からシステムを使用して申請

参加機関は、氏名、生年月日等の情報を入力し、「キーコード送付依頼」機能を使って、茅ヶ崎医師会に申請する。その際、「2」で徴した承諾書の2枚目（医師会提出用）を茅ヶ崎医師会へFAXで送付する。

#### イ 参加機関から茅ヶ崎医師会に連絡

参加機関は、申請した旨を茅ヶ崎医師会に電話連絡する。

#### ウ 茅ヶ崎医師会から申請元参加機関へ送付

茅ヶ崎医師会は、キーコード交付書を作成し、システムの「確定・公開」機能を使って、申請元参加機関へ送付する。また、キーコードカードを作成し、申請元参加機関へ郵送する。

### 4 診療、検査予約

『茅ヶ崎寒川はまおりネット』で初めて、医療機関の診療、検査予約を行う場合は、「2」で徴した承諾書の写しを添付し、予約を行う。（当面の間は『茅ヶ崎寒川はまおりネット』で初めて、診療、検査予約を行う場合は、別途、紹介状の患者持参を併せて行う。）

### 5 時系列ビューの利用

- (1) 時系列ビューの利用は、医療機関において、患者情報の共有が必要と認められた場合に開始する。
- (2) 時系列ビューの利用開始に伴うキーコードの発行は、「3」のとおり、茅ヶ崎医師会が行う。
- (3) 時系列ビューは、キーコードを持参した患者から提示を受けた参加機関が閲覧（利用）できる。
- (4) 医療機関及び薬局における閲覧（利用）は、医師、歯科医師及び薬剤師のみの利用を原則とし、介護事業所における閲覧（利用）は、管理者の厳正な管理のもとに、各利用者に対応する介護施設の管理者のみの利用を原則とする。

6 キーコード交付書（またはキーコードカード）及び承諾書を持参しない場合の対応について

(1) キーコード交付書（またはキーコードカード）及び承諾書の写しを持参しない場合

診察、治療等において他医療機関での診療情報等の閲覧が必要な場合には、患者本人に説明し、診療情報を得ることの承諾を得た上で、茅ヶ崎医師会に照会し、キーコード交付書及び承諾書に係る情報の提供を受ける。

また、次回受診時に患者本人に交付書等を持参するよう促し、本人が持参した書類を再度確認する。

(2) キーコード交付書（またはキーコードカード）のみ持参し、承諾書の写しを持参しない場合

その患者がキーコードを付与されているのは明らかであるが、提示を受けた参加施設が同意を得た施設かどうか不明であることから、その確認が必要である。

対応については、(1)と同様であり、必要な場合には、茅ヶ崎医師会に照会し、承諾書に係る情報の提供を受ける。

また、次回受診時に患者本人に持参するよう促し、後日確認する。

(3) キーコード交付書、キーコードカード及び承諾書の写しを紛失した場合

キーコード交付書等を紛失したときには、患者本人が、発行申請を行った医療機関を通じて、キーコード発行者である茅ヶ崎医師会に対し、再発行等の手続を行う。

(4) 茅ヶ崎医師会への照会方法

〔※ 月曜日から金曜日の9時～17時まで(12～13時及び休日を除く)〕

ア 参加機関からシステムを使用して照会

参加機関から、氏名、生年月日等の情報を記載し、「送受信」機能を使って、茅ヶ崎医師会に照会する。

イ 参加機関から茅ヶ崎医師会に連絡

参加機関は、照会した旨を茅ヶ崎医師会に電話連絡する。

ウ 茅ヶ崎医師会からシステムを使用して回答

茅ヶ崎医師会から、照会元参加機関へ「送受信」機能を使って回答する。

附 則

この確認事項は、平成28年10月1日から施行する。